

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第五十号

#### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑

#### 化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例

##### (趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三十六条第二項の規定に基づき、交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定めるものとする。

##### (定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）で使用する用語の例による。

##### (信号機に関する基準)

第三条 信号機に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、当該信号機が、次の各号のいずれかに該当する信号機であること又は信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに該当する信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、

歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

（道路標識に関する基準）

第四条 道路標識に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

（道路標示に関する基準）

第五条 道路標示に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する道路標示であることとする。

- 一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- 二 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。